

口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る
第三者委員会設置要綱

平成29年3月27日 知事、教育長決裁
平成29年6月22日 一部改正

(目的)

第1条 前副知事が教員採用試験等いわゆる「口利き」を行ったなどの疑いが生じたことに伴い、当該疑いに関する事実関係を調査するとともに、今後このような事態が生ずることのないよう徹底した再発防止策を調査検討するため、知事部局と教育委員会の共同で「口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前副知事が教員採用試験や教育庁の人事に関し、いわゆる「口利き」を行ったなどの疑いに対し事実関係の調査を行う。
- (2) 今後このような事態が生ずることのないよう、他県等の状況も踏まえた上で、徹底した再発防止策を調査検討する。
- (3) その他、委員会で協議する必要があるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、法律や地方行政の専門家など優れた識見を持つ者のうちから依頼する。

3 委員の任期は1年とする。

4 委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 会議は非公開とする。

(守秘義務の解除)

第5条 委員会は、第1条の目的を達成するため、前副知事や前教育長その他必要と判断する関係者から直接又は文書などによって聞き取りすることができる。

2 前項の場合、教育委員会及びその他任命権者は関係者の守秘義務に関する許可については予め許可したものとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部人事課及び教育庁総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年6月22日から施行する。